

寝屋川市みんなのまち基本条例(改正素案)の概要

改正の趣旨

「寝屋川市みんなのまち基本条例」(以下、「条例」といいます。)とは、市民参画・協働のまちづくりを推進するため、寝屋川市における自治の基本的な理念と原則を明らかにし、市のまちづくりのしくみやルールを決めたものです。

条例の第26条には、「市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに検証を行い」と規定されており、平成24年度で条例施行後5年目となることから、庁内の会議による検証の後、学識経験者、公募市民、市議会議員、市職員により構成された「寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会」において、条例が社会情勢に適合しているか等の視点で、意見交換や議論を重ねていただきました。

検証委員会からの提言等を踏まえ、条例改正の提案をするものです。

主な改正の内容

1 「地域協働」に関わる事項の追加

〈改正理由〉

市民が主役のまちづくりを進めるためには、それぞれの地域の実情に応じたまちづくりを推進していくことが重要です。平成23年度からスタートした第五次総合計画においては、協働のまちづくりの実践に向けた取組を進めていくことが明記されているところです。

地域協働は、当市にとって、これまでになかった新しいまちづくりの在り方であり、その推進を図るためには、自治の基本的な理念及び原則を定める条例に規定すべきと判断し、第2項として次の条文を追加するものです。

【追加する条文案】

第4条 (略)

2 市民は、市民相互の協働により、身近な地域社会の実情に応じ、自主的で自立的なまちづくりに努めるものとする。

2 「安全・安心の向上」に関わる事項の追加

《改正理由》

東日本大震災や平成 24 年 8 月 14 日の短時間豪雨の経験から、災害等から生命・財産を守る安全・安心の重要性が改めて認識されるようになっていきます。

また、今後、東海、東南海、南海地震などの大規模地震が高い確率で発生することが予想されており、市民及び行政の双方が安全・安心の向上に取り組む旨の規定が必要と判断し、第 2 章協働の第 5 条（市民と行政の協働）の次に第 6 条として次の条文を追加するものです。

【追加する条文案】

（安全・安心の向上）

第 6 条 市民は、自然災害等に備え、自己の安全の確保及び相互の協働による安全の確保に努めるものとする。

2 行政は、自然災害等から市民の生命、身体及び財産を守るため、防災力等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に取り組むものとする。

施行予定日

平成 25 年 4 月 1 日